

小割は、八條目に御座候。此小割を以て夫々の場所にて修行仕内に、自然に知止の地位に至り申候。扱知止の後又右の節次を経て能得に至り、止至善の全功を得申儀と相聞え候。猶又委細の儀は、八條目の後にて相知申候。

一、此一段猶又大意をあらく申上候はゞ、我心常に中に主と成候て、能く外來の物を制し、道理の正當を處置仕儀に候。畢竟明明徳之工夫無之、道理のふまへ無之時は、生付の氣ぐせと人欲の私と、心を被纏候故、聲色を先として惣て外來の物、又其隙に乗じて方寸の城郭を押取申候。依之内外より此心を押掠め候故、心法の心得無御座候ては、甚危き物に御座候。八條目の内にも、格物より修身迄は此工夫を專と仕候。人欲の儀、目の欲、色耳の欲、聲の類、是又人心必可有之物に御座候得共、道理のふまへ無之時は、其方へすきと被押取候。道理のふまへ有之時は、道理主と成候て人欲を節制仕り、其則に越不申故、天理當然の儀に成申候。佛氏の教は心の障碍に成候て是を絶ち申候故、天地の道に背き申候。

一、修身正心二箇條、同様の工夫にて纔のさかひに御座

候。正心は勿論心、修身も共に心に御座候。其内修身は身の物に接り申時、内にて心の物に被取不申様に仕る工夫、心の裏にて御座候。其故修身の工夫は外面の儀にて、外感の病を防ぎ申候。正心の工夫は内證の儀にて、内傷の病を治し申候。精くは傳文に相見え申候。是等の趣日用行事の上にて辨認仕候へば、慥に相知れ申候。

一、八條目の後節は、物格知至より以下順に次第を説て、全功成就の儀に御座候。章句修身以上明明徳の事也。齊家以下新民之事也。

右一段明明徳新民を以て前節を括し申候。三綱領にては上の二句に御座候。

物格知至。則知所止矣。意誠以下則皆得所止之序也。

右一段知止能得を以て後節を括し申候。三綱領にては下の一句に御座候。勿論身未脩内は、家國天下の事を不構、知未至内は、修身・正心・誠意の行を不致と申道理無御座候間、學者の地位相應に、八事共に其場所々々にて、各本をふまへ候て修行仕候。惣て日用踐履の實に、綿密に心を付候へば、八事一つを欠き可申様無御座候。此八箇條にて修行

の筋全備仕候。此所を得心仕候へば、八事一申の事に成候て、聊事繁き儀無御座候。如此修行仕候内に、知見も次第に熟し行、能も次第に叶申に隨ひ、いつの程にか物格知至候て、知止の地位に至り申候。夫故知止は知の事とは申ながら、明明徳の修行既に七八分に及可申候。扱章句物格知至。則知所止矣。意誠以下則皆得所止之序也。と有之候へば、定靜安慮之四節は、知至意誠なるの中間の儀分明に相知申候。本文知至而后意誠とは御座候へ共、然共前に止至善を論じて、知止云々と有之候へば、知既に至候へば則誠意以下之六事、皆得と申に無之儀相知申候。此兩所を爲引合候へば、經文の主意相見え申候。然ば既に知止の後、定靜安慮之節次を経て、能く慮に至て初て意を誠にして、能く誠に

なり申候。意既に誠に成候へば、正心以下次第の通りに得止申候。依之朱子定靜安慮を以て、知至意誠なる中間の事と被申、又六事各有四節と被申候。

畢竟能慮と誠意と一時の儀に御座候。工夫の名目にては、誠意と申、地位の効驗にては能慮と申候。意を誠になし候は、必ず能慮之効を待申候。又能慮は必ず意を誠にす

ることを待申候は、念慮に雜り有之候ては、能く慮ること成不申故也。

右の通八條目前節は用功の儀にて、往先力行の事、後節は成功の儀にて、是は地位の効に御座候。とかく勉強して力行し申内に、自然と地位長進の時節到來して、其功を成就仕儀に御座候。然れば惰り不申と、又急不申と、の二つは、是又八條目前後節、知止の段爲引合、言外の意に御座候。精妙の味筆紙に難盡儀に奉存候。以上。

一、源義經が糧米借用の證文

寛保三年五月初頃、奥州の内御料會津油田村百姓惣平と申者、年貢未進有之に付、從公儀關所被仰付候處、右惣平家屋の棟木に、先祖代々より箱入の物有之、幾重も認置致披見事無之、結付有之候處、此度切落し改見申候へば、左の趣有之に付、公儀へ相達候處知行三百石被下候由。其趣に曰。

此度北狄へ渡り候爲、糧米粟七斗致借用者也。於歸參無之者、時の將軍可預裁斷者也。

文治四年

伊豫守源義經 判

會津油田村 惣平どの